

以下の【事例 1】及び【事例 2】を読んで、後記〔設問 1〕及び〔設問 2〕について、答えなさい。

【事例 1】

1. 2019 年 8 月 5 日、甲は、A（75 歳）に電話を掛け、「クレジットカード会社の推薦で、当選金額 1980 万円が必ず当たるロト 6 の特別抽選に選ばれた人に案内している。特別抽選には、B 銀行の審査を受けてそれに通らないと参加できない。B 銀行から審査のための電話がある。」旨を告げるとともに、A の家に「B 銀行・宝くじ部特別抽せん管理課・責任者 C」作成名義の「宝くじ特別抽選参加当選確約証明書」と題する書面を送付した。
同年 8 月 6 日、甲は、共犯者 D に指示して、「B 銀行の審査担当の D」と名乗って A に電話を掛けさせ、A に対して住宅ローンや定期預金の有無を尋ねさせるなどした上、同年 8 月 7 日、審査に通った旨を電話で A に伝えさせた。
2. 同日、D の話を信じた A が、甲に審査に通った旨を電話で連絡すると、甲は、A に対し「特別抽選に参加するためには B 銀行に金を払わなければならない。現金 100 万円を準備できますか。」などと告げた。A が、「準備できたら連絡します。」と答えると、甲は、A に対して、準備ができたなら現金を入れた荷物を宅配便で送付するよう伝え、送付先住所と宛名、送付期限や配達時間帯を指示した。
3. 電話を切った A は、息子にこのことを相談したところ、息子から詐欺に遭っていると言われ、警察署に赴いて警察官と相談した。相談を受けた警察官が確認したところ、B 銀行に「特別抽せん管理課」という部署はないこと、B 銀行に D という人物はいないことなどが判明し、A は自身がだまされていたことを認識した。そして、警察官は、A に対し、詐欺の犯人を捕まえるため、引き続きだまされたふりをしてほしいと依頼し、A はそれに応じた。
A は、帰宅後直ちに、手持ちの箱に不要な本を詰める一方、現金は入れずに荷物を作り、甲の指定通りにその荷物を発送し、甲に電話して、「お金の準備ができたので荷物を送りました。明日の午前は間に合わなかったので、明後日の 8 月 9 日午前中に届く予定です。」と知らせた。
4. A からの電話の後、甲は、高校時代の後輩で何でも屋を営んでいる乙に連絡し、上記 1～3 における自己と D の行為について全て伝えた上で、送付先住所である空家に行って現金入りの荷物を受け取ってくれば 5 万円の報酬を渡すと持ちかけた。乙は、犯罪には加担したくないと思ったが、ヤクザと繋がりががあると噂のある甲の協力を断れば後でひどい目に遭うかもしれないと考え、仕方なく仕事を引き受けた。
5. 8 月 9 日午前、配達員を装った警察官が荷物の受領場所へ赴き、「こんにちは、荷物のお届けです。」と呼んだところ、室内にいた乙がそれに対応し、荷物の受取りサイン欄に宛名をサインして本件荷物を受け取った。その直後、警察官は乙を現行犯逮捕した。

〔設問 1〕【事例 1】の乙に A に対する詐欺未遂罪の共同正犯が成立しないという立場から考えられる 3 つの主張を問題文の具体的な事実に基づいて挙げた上で、それぞれの主張の当否について論じなさい。〔配点 30 点〕

【事例2】（【事例1】の事実につけて、以下の事実があったものとする。）

6. 乙が逮捕されたことを知った甲であったが、Dと共に、今度はE（80歳）に対して上記1と同様の行為をした。
7. Dの話信じたEが、甲に、審査に通った旨を電話で連絡すると、甲は、Eに対し「特別抽選に参加するためにはB銀行に金を払わなければならない。」と告げたが、続いて、Aのときとは異なり、「これから指示する口座に50万円を振り込んでください。」と述べた。Eは、甲の言葉を完全に信じ、電話の直後に、家のタンスに保管していた現金50万円を取り出すと、銀行に赴き、ATMを用いて甲の指示したF名義のB銀行の普通預金口座にその50万円を振り込んだ。
なお、F名義の普通預金口座については、甲が、闇サイトを通じてFから預金通帳とキャッシュカードを譲り受けていた（暗証番号も伝えられている。）。
8. Eから振込んだとの連絡を受けた甲は、中学時代の後輩丙（無職）を呼び出し、F名義のキャッシュカードと暗証番号の書かれた紙を渡すと、上記6と7の経緯を告げて、ATMで50万円を引き出してくれれば、5万円払うともちかけた。丙は、乗り気ではなかったが、甲に逆らうとあとが怖いと思い、その申し出を承諾した。
9. しかし、丙は、ATMに赴く途中で、遊ぶ金欲しさに、50万円を独り占めして姿をくらまそうと思いつき、B銀行G支店のATMで、Fのキャッシュカードと暗証番号を用いて現金50万円を引き出し逃走した。

〔設問2〕【事例2】における甲と丙の罪責について論じなさい（住居等侵入罪、偽造の罪、特別法違反の点は除く。また、甲とFに対する財産犯（甲とFを被害者とする財産犯のこと）についても検討する必要はない）。〔配点20点〕